

国立大学法人東京農工大学における「若手人材育成拠点の設置と人事制度改革」事業に従事する職員就業規則

平成19年1月15日  
18 経教 規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)第4条第3項の規定に基づき、科学技術振興調整費による若手研究者の自立的な研究環境整備促進(採択事業名:若手人材育成拠点の設置と人事制度改革)事業に係る経費を雇用財源とする教育職員(以下「特任教員」という。)の就業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職名)

第2条 この規則の適用を受ける職員の職名は、次の各号のとおりとする。

- 一 特任教員(テニュアトラック教員)
- 二 特任教員(支援室長)

(雇用期間)

第3条 特任教員の雇用期間は、採用日の属する年度の末日までの範囲内で定めるものとする。

(雇用契約の更新)

第4条 特任教員の雇用契約は、勤務実績を勘案し、平成23年3月31日を超えない範囲内において更新することができるものとする。

(給与)

第5条 特任教員の給与は、必要な事項を別に定める。

(所定労働時間)

第6条 特任教員の労働時間は、休憩時間を除き、1日8時間、1週間当たり40時間以内とし、その始業・終業時刻、休憩時間は別表1のとおりとする。

2 前項の規定のほか特任教員は、1日8時間、1週間当たり40時間以内の勤務態様として個別に定めることができる。

(裁量労働制)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、第2条第1号に該当する特任教員の労働時間は、労働基準法(昭和22年法律第49号)第38条の3の規定により労使協定を締結して、当該労使協定により協定した時間を勤務したものとみなす。ただし、前条第2項の規程の適用を受ける者は除く。

(退職手当)

第8条 特任教員の退職手当は、これを支給しない。

(その他)

第9条 本規則で定めのない事項については、国立大学法人東京農工大学職員就業規則を準用する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年1月15日から施行し、平成18年10月1日から適用する。
- 2 この規則は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第6条関係）

労働時間	午前8時30分から午後5時15分まで
休憩時間	午後0時15分から午後1時まで